

古河電工グループ
CSR 調達ガイドライン (第4版)

2024年8月30日

古河電気工業株式会社

はじめに

当社グループは、「古河電工グループ パーパス」のもと、ESG（環境・社会・ガバナンス）を基軸とした中長期的な企業価値（財務的価値・社会的価値）向上を目指す ESG 経営を推進しています。また、法令遵守などの責任はもとより、社会の一員として「企業の社会的責任（CSR）」を果たすべく、「古河電工グループ CSR 行動規範」を策定し、CSR 活動に積極的に取り組んでおります。

この ESG 経営のもと CSR 活動を推進するためには、自社グループだけでなく、お取引先様を含めたサプライチェーン全体で取り組む必要があります。当社グループでは、「古河電工グループ調達方針」及び「古河電工グループ CSR 調達ガイドライン」を策定し、お取引先様にも CSR 活動を推進して頂いています。

この度、本ガイドラインの策定にあたって国際社会をめぐる大きな環境変化に対応すべく参考としている、CSR 調達活動に関する世界最大の推進団体である RBA(Responsible Business Alliance) の行動規範が改定されたことに伴い、「古河電工グループ CSR 調達ガイドライン（第 4 版）」を制定致しました。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインをご理解、ご賛同頂くと共に、貴社のお取引様に対しても周知頂き、CSR 活動の推進をお願い申し上げます。

なお、当社グループではお取引先様を、製品・サービスを供給いただく「サプライヤー」とどまらず、価値を共創する「パートナー」とお呼びしていますが、本ガイドラインでは「取引先」で統一して記載させて頂きました。

「古河電工グループ CSR 調達ガイドライン」について

本ガイドラインは、「古河電工グループ CSR 行動規範」及び、「古河電工グループ調達方針」を基に、サプライチェーンにおける CSR を推進する企業団体である RBA(Responsible Business Alliance)の行動規範や、電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある企業行動ガイドライン」等を参考に、お取引先様に遵守し、取り組み頂きたい考え方と内容についてまとめたものです。

- ・ 「古河電工グループ CSR 行動規範」
<https://furukawaelectric.disclosure.site/ja/themes/123>
- ・ 「古河電工グループ人権方針」
<https://furukawaelectric.disclosure.site/ja/themes/203>
- ・ 「古河電工グループ調達方針」
<https://www.furukawa.co.jp/procure/standard.html>
- ・ 「RBA 行動規範」
https://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct8.0_English.pdf
- ・ 電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある企業行動ガイドライン」
<https://www.jeita.or.jp/cgi-bin/public/detail.cgi?id=769&cateid=1>

古河電工グループ CSR 調達ガイドライン 目次

1	労働	4
1-1	強制労働の禁止	4
1-2	若年労働者	4
1-3	労働時間	5
1-4	賃金および福利厚生	5
1-5	差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇	5
1-6	結社の自由および団体交渉	6
2	安全衛生	6
2-1	労働安全衛生	6
2-2	緊急時への備え	6
2-3	労働災害および労働疾病	7
2-4	産業衛生	7
2-5	身体に負荷のかかる作業	7
2-6	機械の安全対策	7
2-7	衛生設備、食事および住居	8
2-8	安全衛生に関する連絡	8
2-9	労働者の健康管理	8
3	環境	9
3-1	環境許可と報告	9
3-2	汚染防止と資源保護	9
3-3	有害物質	9
3-4	固形廃棄物	10
3-5	大気への排出	10
3-6	資材の制限	10
3-7	水の管理	11
3-8	エネルギー消費および温室効果ガスの排出	11
3-9	生物多様性の保全	11
4	倫理	12
4-1	ビジネスインテグリティ	12
4-2	不適切な利益の排除	12
4-3	情報の開示	12
4-4	知的財産	13
4-5	公正なビジネス、広告および競争	13
4-6	身元の保護と報復の禁止	14
4-7	責任ある鉱物調達	14
4-8	プライバシー	14
4-9	適切な輸出入管理	14

5	品質・安全性.....	15
5-1	製品安全性の確保.....	15
6	情報セキュリティ.....	15
6-1	コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御.....	15
7	事業継続計画.....	15
7-1	事業継続計画の策定.....	15
8	マネジメントシステム.....	16
8-1	企業のコミットメント.....	16
8-2	経営者の説明責任と責任.....	16
8-3	法的要件および顧客の要件.....	16
8-4	リスク評価とリスク管理.....	16
8-5	改善目標.....	17
8-6	トレーニング.....	17
8-7	コミュニケーション.....	17
8-8	労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス.....	17
8-9	監査および評価.....	17
8-10	是正措置プロセス.....	18
8-11	文書化と記録.....	18
8-12	取引先の責任（サプライヤーの責任）.....	18
9	社会貢献.....	18
	関連する詳細ガイドライン.....	19

1 労働

自社の労働者の人権尊重に取り組むとともに、取引先に対しても同様の取り組みを促してください。本ガイドラインにおいて、労働者とは「直接雇用者、臨時労働者、移民労働者、学生労働者、契約労働者、及び間接雇用者やその他の就労形態の労働者」を含む全ての労働者を指します。

1-1 強制労働の禁止

全ての労働者とその自由意思において雇用し、あらゆる形態の強制的な労働を容認してはいけません。また、労働者の離職、雇用を終了する自由権利を保障してください。

【取組内容】

- 強制労働、債務労働、奴隷労働、非自発的又は搾取的な囚人労働、人身売買による労働力を容認してはいけません。
- 職場や寮、居住区への出入り、並びに、職場における労働者の移動の自由に対する不当な制限を課してはいけません。
- 雇用者は、労働者の母語もしくは本人が十分理解できる言語で作成された雇用条件を明示した労働契約書を提供してください。外国人移民労働者に対しては、出身国を離れる前に労働契約書を提供し、就業国へ到着後、事前に提示した労働契約書の変更、差替えを行ってはいけません（現地法の要件を満たし同等以上の条件を提供する場合を除く）。
- 労働者が現地の関連法令に従い退職の事前告知を行った場合、違約金を科してはいけません。その旨は雇用契約に明記してください。
- 労働者の身分証明書、パスポート、労働許可証等を保持、破壊、没収したりしてはいけません。
- 労働者から、募集、採用の際に手数料（就職斡旋料、雇用手数料等）を徴収してはいけません。
- 退職するすべての労働者に関する書類を、法令に則って保持してください。

1-2 若年労働者

最低就業年齢に満たない児童を雇用してはいけません。18歳未満の若年労働者の健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはいけません。学生労働者に対し、現地法に基づき適切な管理を行ってください。

【取組内容】

- 児童を雇用してはいけません。「児童」とは15歳、又は義務教育を終了する年齢、又は所在国の最低就業年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。
- 雇用時に、身分証明書等の政府発行の公的文書による年齢確認プロセスを確立してください。
- 18歳未満の若年労働者の健康や安全が損なわれる可能性がある超過時間勤務、夜勤業務のほか、現地法で定める危険作業に従事させてはいけません。
- 学生労働者の学習プログラムに沿った研修内容、職場実践のサポート及びそれらの結果

を監視してください。

1-3 労働時間

法定限度を超えないよう、労働者の労働時間・休日・休暇に関し、適切に管理を行ってください。

【取組内容】

- 超過勤務時間を含めた労働時間は現地の関連法令を遵守してください。
- 超過時間勤務を行う場合は、現地の関連法令を遵守し、上司の指示のもと合意のうえ、行ってください。
- 労働者に1週間に最低1日の休日を与えてください。
- 現地の関連法令に定められた年次有給休暇、産前産後休暇、育児休暇の権利及び休憩時間を与えてください。

1-4 賃金および福利厚生

労働者に少なくとも現地法で定められている法定最低賃金を支払い、また、現地の関連法令を逸脱した賃金控除を行わないでください。

【取組内容】

- 最低賃金、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当全ての賃金の算定、支払いは、現地の賃金関連法令を遵守してください。
- 労働者に賃金明細を発行し、実際に従事した業務に対する正確な賃金の支払いを確認できるようにしてください。
- 同一労働・同一資格の労働者には、同一賃金を設定してください。

1-5 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇

労働者の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いをしてはいけません。雇用及び職業に関するあらゆる形態の差別やハラスメント（嫌がらせ）を禁止し、適切な防止対策を行ってください。

【取組内容】

- 非人道的な扱い（暴力、ジェンダーに基づく暴力、虐待、体罰、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、いじめ、公の恥辱等）をしてはいけません。
- 懲戒制度、対应手順等を策定し、非人道的扱いの事実を把握するために、相談・通報窓口を設け、労働者に周知してください。
- 本人の能力・適性・成果等の合理的な要素以外（人種、国籍、信条、宗教、性別、性自認、性的指向、社会的出身、年齢、障がいの有無、学歴、家族状況等）により、採用・昇進・報酬・研修受講等の機会や処遇に差を設けることや嫌がらせをしてはいけません。
- 労働者又は採用候補者に対し、差別的要因となる医療検査を受けさせてはいけません。
- 労働者が宗教上の慣習を行えるよう、合理的な便宜を図ってください。
- 障がいを持つ労働者に対して、合理的な便宜を図ってください。

1-6 結社の自由および団体交渉

現地法に従い、労働者の結社の自由（団結権）を尊重し、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての団体交渉権を尊重してください。

【取組内容】

- 労働者が報復、脅迫、嫌がらせを受けることなく結社する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会等に加わる自由の権利を尊重してください。
- 団体交渉を目的とする労働者代表を承認し、雇用者側と労働者側との自主的な交渉を促進し、雇用者側は正当な理由がない場合、団体交渉を拒否してはいけません。
- 労働者の平和的集会へ参加する権利を尊重してください。

2 安全衛生

2-1 労働安全衛生

職場における労働者の健康及び安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保してください。

【取組内容】

- 職場における労働者の健康及び安全に対するリスクを特定し、リスクの除去や低減措置及び安全対策を行ってください。
- 適切な設計や技術・管理手段によっても、職場のリスクが十分に管理できない場合は、代わりに労働者に適切な個人保護具を無償提供してください。
- ジェンダーに対応した対策を講じてください。たとえば、妊婦および授乳婦を本人や子供に危険を及ぼす可能性がある労働環境に就かせないこと、授乳婦に合理的な配慮を行ってください。

2-2 緊急時への備え

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故等を想定のうえ、緊急時の対応策を準備し、労働者に周知してください。

【取組内容】

- 緊急時の報告、労働者への通知、避難方法、対応手順書、緊急時対応要員連絡先の保管・掲示、避難訓練、適切な火災探知システムの設置、消火器の設置、外部通信手段の確保、分かり易く障害物のない出口、適切な避難施設、緊急医療品の備蓄及び復旧計画を含む緊急対応策を準備してください。
- 全労働者を対象に、年に1回あるいは現地の関連法令で求める頻度のいずれか厳しい条件で避難訓練を計画し実行してください。

2-3 労働災害および労働疾病

労働災害及び労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じてください。

【取組内容】

- 労働者による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策を実行してください。
- 労働者の職場復帰支援に関する制度を定め、その制度を運用してください。
- 現地の関連法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続き（労災保険への加入等も含む）を行ってください。
- 差し迫った危険に対して、労働者が報復の恐れなく、職場から離れることを認めてください。

2-4 産業衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質及び騒音や悪臭等に接する状況を把握し、適切な対策を行ってください。

【取組内容】

- 煤煙、蒸気、粉塵等や、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベスト等）、騒音や悪臭等に対する労働者への健康や安全に対するリスクを特定し、リスクの除去や低減措置及び管理的対策（労働者への教育、ジョブローテーション、モニタリング）等を行ってください。
- 技術・管理手段によっても労働者への健康や安全に対するリスクが適切に管理できない場合は、代わりに労働者に適切な個人保護具を無償提供してください。

2-5 身体に負荷のかかる作業

身体的に負荷のかかる作業を特定し、災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理を行ってください。

【取組内容】

- 手動での重量物運搬作業等の重労働、力が必要な組み立て作業、長時間にわたる立ち作業、データ入力等の長時間にわたる反復作業等を特定し、作業環境の改善等の管理措置を行ってください。

2-6 機械の安全対策

労働者が使用する機械装置類に安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を行ってください。

【取組内容】

- 機械装置の使用により、労働者が就業中に発生する事故や健康障害をもたらす可能性がある場合、フェイルセーフ等と呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、かつ機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施を行ってください。

2-7 衛生設備、食事および住居

労働者のために提供される施設（寮・食堂・トイレ等）の安全衛生を適切に確保してください。

【取組内容】

- 労働者に清潔なトイレ、安全な飲料水を提供し、衛生的な環境で調理、保存された食品及び食堂を提供してください。
- 労働者の生活のために提供される施設（寮等）は、火災対策を行い、緊急避難口を確保し、個人の貴重品を保管できる、適切な環境を提供してください。

2-8 安全衛生に関する連絡

労働者が暴露する可能性がある職場のあらゆる危険に対し、労働者の母語又は理解できる言語で適切な安全衛生情報を提供し、安全教育（トレーニング）を実施してください。

【取組内容】

- 機械、電気、化学、火災及び物理的危険等の職場の危険箇所に対して提供される安全衛生情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者がアクセスできる場所に配置し、労働者へ周知、啓発を行ってください。
- 安全衛生に関する教育は実務開始前に全ての労働者に実施してください。実務開始後も定期的に教育を実施してください。
- 労働者が報復の恐れなく健康や安全に関する懸念を提起できるコミュニケーションプロセスを確立してください。

2-9 労働者の健康管理

全ての労働者に対し、適切な健康管理を行ってください。

【取組内容】

- 労働者の疾病の予防と早期発見を図るため、現地の関連法令に定める健康診断等を実施してください。また、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス等のケアについても十分な配慮を行ってください。健康に関する情報発信および教育は、性別や年齢などに関連する特有のリスクを含む内容を提供してください。

3 環 境

3-1 環境許可と報告

現地の関連法令や規制に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また、要求された運用及び報告に関する要件を遵守してください。

【取組内容】

- 日本国内の場合、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）／特別管理産業廃棄物管理責任者、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）／一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等／化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者等があり、関連法令や規制に定める要件を遵守してください。
- 事業に用いる化学物質に応じて毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理等の責任者を設置する義務に関し、現地の関連法令等を遵守してください。
- 事業内容や工場立地に応じて、環境影響評価や危険物取扱施設等に関する行政の許認可などの関連法令や規制を遵守し対応してください。

3-2 汚染防止と資源保護

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、継続的な資源・エネルギーの有効活用を図るとともに、汚染物質、廃棄物の削減等の環境負荷低減の活動を行ってください。

【取組内容】

- 天然資源（水、化石燃料、鉱物等）は、材料の代替、リサイクルや再利用、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により使用量の削減を行い、資源の保全活動を行ってください。
- 汚染物質、廃棄物は発生源の抑制または公害の発生を予防する設備の導入、製造・メンテナンス・設備の稼働方法やプロセスの改善等により、汚染物質、廃棄物の削減活動を行ってください。
- 製品への材料使用量・廃棄物の削減、並びに再生資源・再生部品の利用を促進し、資源の有効活用を図ってください。廃棄物の削減には、3R（Reduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源））が有効です。

3-3 有害物質

関連法令や規制を遵守し、人体や環境に対して有害な化学物質や廃棄物及びその他の物質を特定し、適切に管理（追跡及び記録等）を行ってください。

【取組内容】

- 日本国内の場合、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」、「毒物及び劇物取締法」、「労働安全衛生法」、「消防法」、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づいて管理を行ってください。

- 化学物質の特定（表示を含む）、安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクル又は再利用、廃棄に関する規程を定め、運用管理を行ってください。

3-4 固形廃棄物

関連法令や規制を遵守し、廃棄物の適切な管理(追跡及び記録等)を行い、また、廃棄物削減を実行するための自主目標を設定し、継続的な削減を行ってください。

【取組内容】

- 有害性の有無に関わらず、廃棄物の特定、分類、保管、移動、処分に関する規程を定め運用管理を行ってください。
- 廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、体系的なアプローチを確実に実行してください。
- 廃棄物削減のために、3 R（Reduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源））の継続的な取組みを行ってください。
- 有害廃棄物の委託先処分業者・運搬業者が契約条件に従った処理を行っているかを定期的に評価してください。

3-5 大気への排出

関連法令や規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施してください。また必要に応じて自主規準をもって更なる改善を行ってください。

【取組内容】

- 大気へ排出される有害物質（揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、燃焼の副生成物等）は排出する前に内容の分析を行い、その結果に基づいて必要な処理を施した後に排出してください。
- オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書及び適用される関連法令や規制等に従って管理してください。

3-6 資材の制限

製品や製造工程で使用される部品・材料の化学物質管理は、特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される関連法令や規制及び顧客要求を遵守してください。

【取組内容】

- 適用される関連法令や規制で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや試験評価を行い、製品に含有する化学物質の管理を行ってください。
- 製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告等を行い、当該物質の排出量の削減に努め、製造工程における化学物質の管理を行ってください。
- 製品及び製造工程で用いる化学物質は適用される関連法令や規制の遵守はもとより、顧客要求事項も遵守してください。

3-7 水の管理

関連法令や規制を遵守し、廃水は排出する前に特性の確認、日常的な監視、制御及び処理を行ってください。また必要に応じて自主規準をもって更なる改善を行ってください。

【取組内容】

- 水源、水使用量、排水量を把握、監視するとともに、節水や水の再利用を行い、水資源の保全に取り組んでください。また、敷地内水路の汚染防止を含めた水の管理を行ってください。
- 廃水処理システム及び緊急事態対応設備などの動作状況を監視し、最適な動作状況を確保し、現地の関連法令や規制を遵守してください。

3-8 エネルギー消費および温室効果ガスの排出

エネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量及び温室効果ガス*排出量の継続的な削減を実行してください。

*温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類の物質群を指します。

【取組内容】

- 温室効果ガスについて、総量削減目標を設定し公表してください。
- エネルギー消費量、ならびに、スコープ1、2の全てとスコープ3の重要なカテゴリの温室効果ガス排出量について、追跡し、文書化して、公表して下さい。
- エネルギー効率の改善(省エネ)活動や温室効果ガス排出量の継続的な削減に取り組むため、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行してください。

3-9 生物多様性の保全

事業活動が及ぼす生態系への影響評価を行い、負の影響を最小化する取り組みを行ってください。

【取組内容】

- 事業活動が地域周辺に与える生物多様性への負の影響を最小化するために、事業所や生産拠点等の敷地内外の生態系リスクを把握し、特定し、生物多様性の保全活動を適切に実施してください。
- 例えば、在来種の保護のための外来種駆除や絶滅危惧種の育成・保護活動等を実施してください。さらに、製品・サービスの取組も含め、企業のバリューチェーン全体の取組として、生物多様性の保全活動に取り組んでください。

4 倫理

4-1 ビジネスインテグリティ

ビジネスのあらゆる側面において、最高基準の倫理、道徳基準に則って、インテグリティ（高潔さ、正々堂々）を最優先し、行動してください。事業活動を行うにあたっては、自国及び事業を行う国の関連法令の内容を十分に理解し、これを遵守するのみならず、国際行動規範を尊重してください。

【取組内容】

- あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝及び横領を一切禁止する方針を策定してください。
- 企業倫理、法令遵守の体制を構築し、周知、啓発を行い、遵守状況を監視してください。
- 各国・地域の宗教や習慣、文化、伝統を尊重してください。

4-2 不適切な利益の排除

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金等を行わないでください。また、全てのステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わないでください。

【取組内容】

- 不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、全てのステークホルダーに対して、直接的・間接的に接待・贈答・金銭の授受・供与を行わないでください。
- 社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力（反社会的な個人または団体）に不適切な利益を供与する行為を行わないでください。
- 顧客等の業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式等の売買を行うインサイダー取引を行わないでください。

4-3 情報の開示

適用される関連法令又は一般的な業界慣行に従い、ステークホルダーに対して事業活動、製品・サービスに関する情報を適時適切に開示してください。

【取組内容】

- ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容には、事業活動の内容、財務状況、業績、ESG（環境、社会、ガバナンス）情報等があります。これらの情報に関して、記録の改ざんや虚偽の表示、虚偽の情報開示を行ってはいけません。
- 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の正確な情報を開示してください。
- 環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録を取り、必要に応じ情報を開示してください。

4-4 知的財産

自社の知的財産を保護するとともに、他者の知的財産権^{*}を尊重し侵害しないでください。
また、顧客、取引先等から受領した機密情報^{*}を適切に管理し保護してください。

^{*}知的財産権とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等を指します。

^{*}機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。

【取組内容】

- 他者の知的財産権を侵害し、技術やノウハウを利用したり、移転したりしないでください。
- 製品、サービスの開発・生産・販売・提供等を行う場合、他者の知的財産権の事前調査を十分行い、正当な理由のある場合を除き、他者の知的財産の無断使用をしないでください
- コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等による著作権を侵害する行為を行わないでください。
- 他者の営業秘密を違法な手段で取得し、使用しないでください。
- 機密情報を不正又は不当に取得、使用、開示又は漏洩しないでください。

4-5 公正なビジネス、広告および競争

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないでください。

【取組内容】

- 適用される国・地域の競争法（日本国内の場合、独占禁止法や下請法等）を遵守して、不当な取引制限、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わないでください。
- 同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域等について申し合わせを行うこと（カルテル）や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行うこと（入札談合）、差別対価や取引条件の差別的な取り扱い、不当廉売、不当高価購入等の不公正な取引等、競争を阻害する行為は行わないでください。
- 調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更する等、不合理な要求や義務を課す優越的地位の濫用行為は行わないでください。
- 他社の営業秘密を違法な方法で入手し利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行う等、不正競争行為は行わないでください。
- 製品やサービスに関するカタログ等の表示及び広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の誹謗中傷、権利侵害等の内容を含まないようにしてください。

4-6 身元の保護と報復の禁止

労働者が報復の恐れなしに懸念を提起できる相談・通報窓口制度を整え、不正行為の予防・早期発見に努めるとともに、相談・通報案件に関して、情報の秘匿性、通報者の匿名性を確保し、迅速に対応してください。

【取組内容】

- 社内や社外の利用者（自社及び取引先の労働者）を対象とした不正行為に関する相談、通報窓口を設置し、周知してください。不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックしてください。

4-7 責任ある鉱物調達

紛争地域及び高リスク地域において不当な方法で産出された鉱物や、当該鉱物を原材料とする部品を製品に使用してはいけません。

【取組内容】

- 責任ある鉱物調達に関する方針を策定し、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金、及びコバルト等の鉱物が、紛争地域及び高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こす、またはそれらに加担していないかを明確にするためのデューデリジェンスを推進してください。

4-8 プライバシー

顧客、取引先、消費者、労働者等の個人情報^{*}を適切に管理・保護してください。

*個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

【取組内容】

- 個人情報の収集、使用、保存、移転及び共有においては、適用される個人情報保護に関する法令を遵守してください。
- 個人情報を不正又は不当に取得、使用、開示又は漏洩してはいけません。

4-9 適切な輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行ってください。

【取組内容】

- 国際合意等（ワッセナー・アレンジメント等）に基づく法規等で輸出入に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等法令等で規制される技術や物品の輸出入に関しては必要に応じ、監督官庁等の許可取得等の手続きを行ってください。

5 品質・安全性

5-1 製品安全性の確保

製品が各国の法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たしてください。

【取組内容】

- 十分な製品の安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を果たしてください。
- 製品安全性に関して、法令・規制で定められた要求事項の遵守はもとより、社会から求められる安全性についても配慮してください。
- 製品の安全性確保には、トレーサビリティ（標準類・材料・部品・工程等の履歴）等の管理及び問題解決に向けた迅速な対応を行ってください。

6 情報セキュリティ

6-1 コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威^{*}に対する防御策および被害軽減対策を講じて、自社及び他者に被害を与えないように管理してください。

*コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェア等を指します。インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、サプライチェーン全体を巻き込んだ業務停滞や機密情報の漏洩、それによる信用失墜等の重大な損失を招くことがあります。サイバー攻撃は年々巧妙化しており、絶対安全ということはありません。そのため、継続的な防御対策や万一の場合に備えての被害軽減対策を進めることが必須となります。

【取組内容】

- コンピュータ・ネットワーク上の脅威から自社を守るための対策を講じてください。
- コンピュータ・ネットワークを経由した攻撃を受けた場合、自社の被害を軽減するための対策を講じてください。
- 自社の国内外拠点に関し、上記の対策状況と残存リスクの検証、追加対策の検討を少なくとも年1回以上行うとともに、そのための体制または仕組みを構築してください。
- 自社がコンピュータ・ネットワークを経由した攻撃を受けた場合、被害拡大防止のために、影響を与える顧客・取引先には速やかに情報共有をしてください。
- 自社にとって特に重要な取引先・重要なシステムの委託先を把握したうえで、それらの対策状況を把握し、自社の対策検討に反映してください。

7 事業継続計画

7-1 事業継続計画の策定

事業継続計画を策定し、不測の事態が発生した場合において、重要な事業を速やかに復旧させ、製品を安定供給する体制を構築してください。

【取組内容】

- 平常時から、企業全体活動として災害や事故等の不測の事態においても事業を継続することを目的とした事業継続計画を周到に準備し、緊急時に事業の継続・早期復旧を行ってください。

8 マネジメントシステム

本ガイドラインの内容に関するマネジメントシステムを構築し、運用してください。マネジメントシステムは、事業活動及び製品に関連する法令、顧客要件の遵守、本ガイドラインの要求事項への適合、本ガイドラインの内容に関するリスクの特定と発生の予防・除去・軽減を確保することを目的とします。マネジメントシステムには、以下を含めてください。

8-1 企業のコミットメント

経営幹部により承認された自社の「社会的責任」、「環境責任」に関する継続的な改善の方針を施設内に掲示してください。

【取組内容】

- 経営幹部により承認された自社の方針は現地の言語及び労働者が理解できる言語で作成され、労働者が容易に内容を理解できるように施設内に掲示、または、イントラ等容易に閲覧できる場所に掲載してください。

8-2 経営者の説明責任と責任

マネジメントシステム及び関連のプログラムの実施を確保するため、会社の役員又は代表者を任命し、任命された管理者代表によるマネジメントレビューを定期的実施してください。

【取組内容】

- 管理者代表の任命は「労働」、「安全衛生」、「環境」、「倫理」、「品質・安全性」、「情報セキュリティ」、「事業継続計画」のそれぞれの分野に適用され、関連文書（組織図、職務内容、マネジメントシステム文書等）に記載してください。
- マネジメントレビューは、少なくとも年次レベル（1回/年）で実施してください。

8-3 法的要件および顧客の要件

本ガイドラインの要件を含む適用される法的要件及び顧客要件を特定し、遵守状況を監視する仕組みを構築してください。

【取組内容】

- 適用される法的要件、顧客要件を理解するために、監視した結果を記録してください。

8-4 リスク評価とリスク管理

本ガイドラインに関するリスクを特定するプロセスを確立し、特定されたリスクを適切に管理し、規制を遵守してください。

【取組内容】

- 各リスクの相対的な重要性を評価し、リスクに対応する手順の実施又は物理的制御を行ってください。

8-5 改善目標

本ガイドラインに関する改善目標及び実施計画を作成し、目標の達成状況を定期的に評価してください。

【取組内容】

- 改善目標、実施計画の達成状況を評価し、また計画通りに進捗していない場合、追加的行動計画を策定してください。

8-6 トレーニング

自社の方針や関連する取組み、手順を実施するために管理者、労働者にトレーニング（教育・訓練）を実施してください。

【取組内容】

- トレーニングには本ガイドラインの内容や適用される関連法令の要求事項を含み、トレーニングの記録を保持し、有効性を検証してください。

8-7 コミュニケーション

自社の方針や実績、期待、業績等に関して、労働者、取引先、顧客に正確に伝達するためのプロセスを確立してください。

【取組内容】

- コミュニケーションの一つとして、取引先に対して本ガイドラインに関する説明会の開催等を行ってください。

8-8 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス

本ガイドラインに記載されている内容に関して、労働者の理解度を評価し、またそれに関するフィードバックや違反事例を得て、継続的改善を促進する効果的な苦情処理体制を構築してください。また、労働者、その代表者、およびその他のステークホルダーと必要に応じて対話する機会を設け、継続的改善につなげてください。

【取組内容】

- 苦情や違反事例の報告は、匿名での通報も可能であり、労働者が報復の恐れなく、不利益な扱いを受けることがないよう保護してください。

8-9 監査および評価

適用される関連法令、本ガイドラインの内容及び顧客要件に対する遵守状況を定期的に評価してください。

【取組内容】

- 本ガイドラインの内容に関する適合性を確保するため、自己評価、内部監査プロセスを確立し、実施してください。

8-10 是正措置プロセス

社内外の評価、点検、調査及び審査によって特定された不適合事項に対する是正措置プロセスを確立し、実行してください。

【取組内容】

- 是正措置プロセスでは、是正措置計画の策定、進捗状況の管理、是正措置後の有効性の確認を行ってください。

8-11 文書化と記録

適用される関連法令、自社の管理要件に基づき、文書及び記録を作成してください。

【取組内容】

- 個人情報や機密情報に関する記録は機密性を担保し、適切に管理してください。

8-12 取引先の責任（サプライヤーの責任）

自社の取引先に本ガイドラインの内容を伝達し、遵守状況を監視する仕組みを構築してください。

【取組内容】

- 自社の主要取引先を特定したうえで、本ガイドラインの内容を伝達し、同意を得てください。また、本ガイドラインの内容の遵守状況を監視し、状況を把握してください。

9 社会貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動*を自主的に行ってください。

*国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動をいい、一般的には次のような取組みをいいます。

- ・本来の業務や技術等を活用した社会貢献
- ・施設や人材等を活用した非金銭的な社会貢献
- ・金銭的寄付による社会貢献

【取組内容】

- 災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO 等の活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介等、自社で実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組んでください。

関連する詳細ガイドライン

グリーン調達、品質保証の各項目については、下記ガイドラインも遵守してください。

- ・古河電工グループグリーン調達ガイドライン
- ・パートナーに対する品質保証ガイドライン

<https://www.furukawa.co.jp/procure/guideline.html>

■制改定履歴

初版制定	2010年8月30日	JEITA「サプライチェーンCSR推進ガイドブック」に準拠
第2版	2013年4月8日	「責任ある鉱物調達への取組み」条項の追加
第3版	2021年2月26日	「RBA行動規範7.0」に準拠、 「古河電工グループCSR調達ガイドライン」へ名称変更
第4版	2024年8月30日	「RBA行動規範8.0」に準拠

■発行元

古河電気工業株式会社	戦略本部	サステナビリティ推進室
	ものづくり改革本部	資材部